

八女市高齢者世帯 エアコン設置 助成事業



対象となる方(①～⑤すべてに該当)

- ①八女市に住所を有する65歳以上の方のみで構成される世帯
- ②世帯員全員が住民税非課税または生活保護を受給していること
- ③世帯全員が市税、健康保険税及び税外徴収金を滞納していないこと
(滞納がある場合でも、分割納付の誓約を履行中であれば対象となります。)
- ④自宅にエアコンを1台も設置していない世帯
(または、故障等により使用できるエアコンが1台もない世帯も対象となります。)
- ⑤世帯分離等により、同一住所の別世帯と居住を共にしていないこと
(ただし、同居する他世帯も①～④の要件をすべて満たす場合は対象となります。)

手続きの流れ【詳細は裏面】



購入前の申請が必要になります。



1

相談
・
確認

2

自宅訪問
・
認定申請

3

4

認定通知
・
エアコン購入

5

交付申請
・
助成金請求

6

交付決定通知
・
助成金振込

申請期間 令和8年3月1日～ **令和8年12月28日**

対象機器 市内の店舗又は事業所で購入する壁や窓枠に固定する新品のエアコン

対象経費 本体、設置費、故障したエアコンの処分費及びリサイクル費用にかかる経費のうち、上限10万円まで助成(1世帯につき1台)

手続きの流れ



熱中症予防のために、
エアコンを活用しましょう!

1

相談・確認

申請を希望する方は、市役所〔本庁高齢者福祉係(電話：0943 - 23 - 1308)〕に連絡してください。対象要件の確認後、自宅へ訪問する日時を決めます。

2

自宅訪問 ・ 認定申請

市の職員が自宅を訪問し、エアコンが設置されていない(または故障して動かない)ことの確認を行います。確認後、認定申請書を提出してください。

3

認定通知書 送付

認定要件を確認し、認定決定後、申請者に認定通知書を送付します。

4

エアコンの 購入

認定通知書を受け取った後、市内事業者または市内販売店でエアコンを購入し、領収書と経費の内訳書をもらってください。
※自宅にあるエアコンはすべて撤去してください。

5

交付申請 ・ 助成金請求



エアコン設置完了後、速やかに次の書類を市役所(本庁高齢者福祉係または各支所市民生活福祉係)へ提出してください。

【提出書類】

- ☐ 助成金交付申請書
- ☐ 領収書の写し
- ☐ 経費の内訳が確認できる資料の写し
- ☐ エアコンの製造業者が発行した保証書の写し
- ☐ 助成金請求書
- ☐ 振込先通帳の写し

6

交付決定 通知書送付 ・ 助成金振込

交付申請内容を確認し、助成金の交付決定後、申請者へ交付決定通知書を送付します。
通知日からおよそ2週間後に助成金が振込まれます。

問い合わせ:八女市役所 介護長寿課 高齢者福祉係

電話:0943 - 23 - 1308(直通)